

資料紹介

瀬戸内海総合研究会編

備中国新見庄史料

楠 瀬 勝

備中国新見庄はもと最勝光院領で、のち東寺領となつたものである。この庄園は備中の北部、現在の岡山県阿哲郡新見町・上市町を中心にして東西一里・南北七里にわたる庄域をもち、一四世紀の初頭にはすでに西方領家分と東方地頭分とに中分されていた。

此の新見庄が大きく中世史研究の中に取り上げられたのは、昭和一〇年刊行の世界歴史大系一三卷(A)に収められた今井林太郎氏の論稿(同書一一九頁)であつた。当時は大日本史料・大日本古文書(家わけ東寺百合文書)の刊行によつて、東寺百合文書が部分的ではあるが紹介され、他方庄園の研究も庄園の内部的構造の分析へと向い、そのため庄園の個別の研究が次第に本格的になりつつあつた頃である。今井林太郎氏の論稿以後、新見庄に対する関心は深まり、これに関係する研究論文が清水三男・鈴木良一等の諸氏によつ

て次第に発表されるに至つたのである。然しなお其等研究では当庄は部分的に取り上げられたに過ぎなかつた。その研究の進展が阻害されていたのは、その関係史料を蒐集することが、大日本古文書(家わけ東寺百合文書)が未完成のため部分的にしかなしえなかつたことに何よりも大きな原因があつた。こうした時に、東京大学の宝月圭吾氏を始め永原慶二・稲垣泰彦・杉山博・池永二郎の諸氏が東京大学史料編纂所影写本東寺百合文書から蒐集された関係史料を詳しく研究した上、そのノートを学界のために提供され、岡山大学の藤井駿氏を中心とした瀬戸内海総合研究会がそれを刊行し、今回本書の完成を見るに至つた。これと云うのも戦後の中世史研究に於て領主制の展開の問題を回りその具体的究明を行うことが要請され、比較的史料の豊富な新見庄の研究は打ちすてておくことが許されなくなつたからであると云えよう。ここに永原慶二・稲垣泰彦・杉山博・池永二郎の諸氏が、研究成果を上げられ、史料を公刊されたことに深く敬意を表する。なお藤井駿氏を始とした瀬戸内海総合研究会では、本書刊行のみならず、郷土岡山県の関係資料の蒐集とその紹介という地味ではあるが、学問の発展のための最も基礎的な事業を推進されているのであり、すでに備前国弘法寺文書を瀬戸内海研究第三号に紹介され、また戦後、池田家から岡山大学に移譲された池田家文庫資料の整理にもあたり、池田家文庫仮目録(第一編文書

・記録)を刊行、更にその完成に努められているのである。本書の刊行もこうしたなかで行われたのであり、これは中央と地方の夫々で大きな業績を上げられている研究者・研究団体の努力と協力によるものであり、またこうした協力によつてのみ、はじめて多年中世史研究に於て要望されていた所の荘園別による史料出版という新しい史料編纂・公刊の試みが実現され得たと思う。ともあれ、本書の刊行は以上のように色々な点から学界に於て高く評価されるべきものである。

さて本書には文書の外に、新見庄地図及び解題が附せられ、東京大学史料編纂所影写本「東寺百合文書」以外の新見庄関係史料採集への指針と、これまでの主なる新見庄研究文献が紹介され、研究利用の便宜をはかられている。本書に収録された文書は、すべて東京大学史料編纂所影写本「東寺百合文書」から蒐集されたもので総数五八五点である。承久より明德に至る一二三点、応永より天正に至る三九三点、及び年未詳のもの六九点で、全体は編年によつて、年未詳のものは差出人別と月日別によつて配列されている。

このように約六〇〇点に近い新見庄関係文書は中世全般にわたつて残っているが、なかでも南北朝末期から室町中期にかけてのものが集中的に残っている。然し全体を通じて観る時、注目されることは各時期の主なる文書の種類である。鎌倉期から室町初期にかけて

は、はじめ官宣旨・繪旨等の案文が主であり、次第にこれが足利將軍・幕府関係の武家文書にかわると共に、その内容も土豪新見九郎貞直や多治部師景などの領家方に対する濫妨を停止するために出された文書が多くなる。それが、室町初期以降になると領家方の代官であつた管領細川氏の家人安富氏や東寺雜擧のものとなり、寛正二年東寺の直務以後は、特に本所東寺側と、在地に派遣された直務代官・在地庄官・百姓との間にかわされる在地からの注進状と東寺からの書下がその大部分となるのである。室町中期以後には、在地の庄官・百姓自体の注進状は殆んどなくなり、守護の家人・地方武士、更には応仁文明の乱以後京都から歸つて再び土着したと考えられる豪族新見氏の書状がその多くを占めるのである。このように史料の在り方には特徴があり、このこと自体むしろ鎌倉期から戦国末期にかけて夫々の時期に、新見庄の歴史を發展させたその指導的な勢力の動きを反映するものであつて、言いかえれば新見庄に於ける歴史的發展の反映と見ることが出来る。従つて、南北朝の動乱を経ることによつて發展する国人層・郷民層と、その上に展開する領主制の問題を具体的に究明する上で、この新見庄の史料全体を丹念に分析することは今後一層必要と思う。

さて新見庄の成立について、重要な文書は建武四年の信濃契約状であつて、これに關する唯一のものであるが、それでは伝領關係しか

解らない。鎌倉期に於ける新見庄の基本的構造に關しては、文永八年の地頭方田地実檢名寄帳・山里畠内檢取帳などがあり、従来この分析は幾度か試みられた所である。此は庄園的収取体制としての名のその解体による名主・名主職の問題を究明する上に重要なものである。こうした鎌倉末期の当庄の構造的究明と関連して重要な問題は、南北朝の動乱から土一揆に至る当時の農民の権力に対する抵抗、及び諸勢力の相互対立關係についてであるが、此についての貴重な文書が多く残っている。それは主として室町前期に集中しているものであつて、本所東寺から在地に派遣された代官が在地の情勢に關し、専毎に本所に申し送つた報告、或は在地庄官たる三職（公文・田所・惣追捕使）、百姓自からの注進状などがあり、特に注目すべきものは三職注進状である。三職注進状は、当庄々民が管領細川の家人安富氏排斥・東寺直務を要求して成功した寛正二年（一四六〇）から明応六年（一四九七）に至る約四〇年間にわたつて、三職連署のもの三七点（内、年未詳一点）と、或はそのいづれか二人乃至は一人の注進状をも加えれば約一〇〇点にも及ぶのである。この三職は約四〇年間、田所の金子衡氏が文明十一年を境にして金子景氏にかわつて居る以外は（恐らく金子衡氏は文明十一年間に死亡したものであろう）、公文は宮田家高が、惣追捕使は福本盛吉が、かわることなく、共に同一人がつとめたのが、注目される。更に彼等三職は、庄園領主東

寺、守護勢力、下からの農民の擡頭、及び周辺の土豪新見氏等の武士勢力の中におかれていた。従つて彼等の動きはこの様な条件の中で真に微妙ならざるを得なかつたわけで、三職注進状は当時のこうした現実に當て対決をせまられていた彼等三職が本所東寺に書き送つたものである。同一人の約四〇年間にわたつた書状であること及び約一〇〇点もそれがあることから、この三職注進状の分析によつて彼等の実態とその意識の變質過程を把握しようると同時に、更に當時の諸階級、中でも在地に於ける農民の動きをヴィヴィットにとらえることが出来る。殊に寛正二年の安富氏排斥と東寺直務要求を行つた時とか、寛正四年の新見庄地頭方政所焼打事件、応仁二年から文明三年に至る守護細川氏や幕府代官伊勢氏の軍の侵入をくいとめた土一揆など、こうした事件についての三職注進状は、当時の諸階級の相互対立關係を明かにする好史料である。要するに、三職注進状は、以上の様な意味で史料的价值、まことにたかく、他の庄園文書にはその類例のないものである。また当時の庄官の生活実態は必ずしも判然としていないが、それを判然とするには、彼等が日頃所持する財物などの内容を知ることなども、そのてがかりになるものと思う。この点で寛正四年一月の新見庄地頭方政所見搜物注進文案は、先述の領家方の農民が地頭方政所を焼払つたことに関連して作製されたものであつて、当時の庄官の財物の内容を知ることが

出来る。更にこの中に庭訓往来・式条本・字御（＝字引）などが数え上げられていることは文化史上にも興味あることである。

領主制の展開過程で商業はどのようにして発展するかという問題は、中世史の重要な課題であるが、史料制約でその究明は遅れている。特に鎌倉時代の市場の史料は乏しいが、新見庄の史料にそれが求められることは、すでに先学の指摘された所である。先になげた文永八年の地頭方田地契檢帳・地頭方山里畠内檢取帳がそれであつて、その他建武年間以降の史料にも重要なものが多くある。其等によつて市場商人・市場の構成が明かにされると共に、地頭と商人の關係も明かにされる。地頭・守護勢力・庄園代官などが市場に対してもつた關係についての史料は、寛正二年の新見庄上使祐深・祐成注進状や、寛正四年の祐清注進状などがあり、また此等は当時の市場の様相を窺はらしめるものがある。なお市場に関連して和みや為替取引に関する重要な文書も多くあり、為替取引の史料としては応永二六年一二月安富方より東寺に割符二を送つたのを初見とする。

以上、本書に収録された数多い重要な文書の中で、ただその一二のものについて、而も不十分にしか述べ得なかつた。勿論本書にも印刷その他に十分でない点があるけれど、かかる重要な史料が広く多くの人々の手におくられたことに対して、最後に今一度、

本書刊行に努力された方々に深く感謝の意を表したい。（昭和二七年一月一日・瀬戸内海総合研究会発行・A5・四二頁・頒価六〇〇円）